

資料 2

いわてイーハトーヴ臨床研修病院群 ホームページ作成業務

業務仕様書

令和 5 年 3 月

岩手県保健福祉部医師支援推進室

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわてイーハトーヴ臨床研修病院群ホームページ作成業務」（以下「本業務」という。）に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにしようとするものです。

1 本業務の目的

臨床研修医及び医学生等に対して、いわてイーハトーヴ臨床研修病院群の情報発信を通じて、岩手県での臨床研修の魅力などを広く発信し、県内の臨床研修医増加につなげることを目的とする。

2 本業務の概要

(1) 業務の名称

いわてイーハトーヴ臨床研修病院群ホームページ作成業務

(2) 委託期間及び予算額

ア 委託期間

契約締結日から令和5年11月30日（木）までとする。

イ 予算額

1,155,000円（税込）

※ただし、ホームページ構築後の管理・運営等に要する費用は総額で1ヶ月あたり20,000円（税込）以内とすること。

(3) 業務内容

いわてイーハトーヴ臨床研修病院群ホームページの企画・作成
（詳細は、別紙1のとおり。）

(4) ホームページ作成に当たっての基本的な考え方

ア 本業務は、ホームページ作成の目的の達成に向けて、民間の専門能力を活用していくことが不可欠であることから、ホームページ構築業務を含めた作成を委託するものであること。

イ 作成するホームページの主なターゲットは全国の医学生であり、岩手県内の基幹型臨床研修病院の特徴や魅力について、医学生等が一見して分かり易く、比較が出来る内容にとすること。

ウ イの観点から、みやすさ、わかりやすさに十分配慮した構成とし、ビジュアル（写真やイラスト）を多く取り入れ、平易な文章表現に努めること。

エ 特に臨床研修病院先を検討中のターゲットが、県内の病院へ見学をすることを指すもの。

オ ホームページ構築後は、県の職員が業務に使用する端末からインターネットを介して随時編集可能とすること。

カ 外部からの不正アクセス等に対するセキュリティ対策を講じるとともに、ホームページへのアクセス数を向上させるために検索サイトにおいて上位表示となるように配慮すること。

(5) 本業務の遂行に必要な資料の提供

ア 県は、受託者の求めがあった場合には、ホームページ作成の目的達成に必要な範囲内において、

必要な資料の提供を行うものとする。

イ 受託者は、アにより提供を受けた資料等を本業務の遂行においてのみ使用し、使用后、遅滞なく返却するものとする。

(6) 資料の収集及び取材

受託者は、必要に応じて写真等資料の収集、写真撮影及び取材を行うことができる。

(7) 企画提案に当たっての基本的な考え方

参加者は、〔別紙1〕及び〔別紙2〕を基本に、「1 本業務の目的」及び「2(4) ホームページ作成に当たっての基本的考え方」に掲げる事項の達成に向けて、参加者が必要と考える企画内容を組み合わせ、**具体的なホームページ構成の提案**を行うこと。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置請求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 県は、上記「(1)再委託等の制限イ」による受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受託者は、上記ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定めるものとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

〔別紙1〕

いわてイーハトーヴ臨床研修病院群ホームページ作成業務仕様等

1 名称	いわてイーハトーヴ臨床研修病院群ホームページ
2 業務内容	<p>ホームページ作成に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 県との打合せ及び確認調整</p> <p>(2) ホームページ全体の構成、各ページの名称・構成・デザイン・機能等の構築</p> <p>(3) ホームページ内及び関連ホームページ等のリンク調整</p> <p>(4) タブレット又はスマートフォン等からの表示レイアウト調整</p> <p>(5) 県職員の編集に必要なID等の発行及び手順の提示</p> <p>(6) ホームページの構築・運用・公開に必要なサーバー等の提供 ※ホームページ構築後においては、運用サポートを含め1ヶ月あたり20,000円（税込）以内で提供すること</p> <p>(7) 構築したホームページのテスト及び公開</p> <p>なお、本業務の実施に当たり、迅速に対応できる要員及び体制を確保すること。</p>
3 構築要件	<p>(1) ユーザビリティや視認性等が高いデザインや機能配置とすること。</p> <p>(2) 県が業務で使用する1人1台端末からインターネットを介して編集（ページの追加・削除を含む）・公開を可能とすること。</p> <p>(3) 各病院への医学生等からの病院見学依頼が容易にできるものとすること。</p> <p>(4) ホームページの構築・運用・公開に必要なサーバは受託者により用意すること。ただし、現行の県サーバーを使用する場合には、運用手順を提案書に明示すること。</p> <p>(5) ブログ機能を搭載し、ホームページ管理と統合的に運用できるように配慮すること。</p> <p>(6) 県で運用しているSNSと連携すること。</p> <p>(7) 一定期間のアクセス数等を把握できる機能を搭載すること。</p> <p>(8) セキュリティ体制について提案書にて明示し、ホームページの運用に必要なソフト（CMS等）がある場合には、受託者で用意し構築後に県が使用可能な状態で提供すること。そのバージョンアップ等についても受託者において実施すること。脆弱性等が発見された場合には誠実に対応すること。</p>

	<p>(9) ホームページの運用においてプラグインが必要な場合には、受託者において提供し、そのアップデートについても責任をもつこと。</p> <p>(10) SEO対策を講じ、検索サイトへの上位表示等のアクセス数の向上に資する対策を講じること。</p> <p>(11) 県職員によるホームページ編集が容易にできるものとし、カテゴリ追加等できる拡張性確保に努めること。</p>
4 掲載内容 (サイトマップ)	<p>◆TOPページ</p> <p>(1) いわてイーハトーヴの紹介</p> <p>(2) 代表あいさつ</p> <p>(3) 医師紹介</p> <p>(4) 臨床研修病院紹介</p> <p>(5) 臨床研修医の声</p> <p>(6) お知らせ・ブログ</p> <p>(7) 病院見学申込</p> <p>(8) SNS表示</p> <p>(9) 外部リンク集</p> <p>※記載のものは最低限のものであり、業務の目的等に資するためにタイトル修正、ページ追加・修正・統合等ができること。</p> <p>※内容については、原則として既存のHPを踏襲すること。</p> <p>【既存HP：URL】</p> <p>https://www2.pref.iwate.jp/~hp0365/rinsyo/index.html</p>
5 資料等の 収集	<p>(1) 県は、ホームページ作成の目的達成に必要な範囲内において、県が保有する必要な資料等の提供を行う。</p> <p>(2) 受託者は、補足作業が必要な内容について、資料の収集・写真撮影・取材・執筆を行うことができる。</p>
6 業務行程	[別紙2] のとおり
7 成果物	本業務による成果物は、ホームページそのもの（ウェブ上での実装）及び運用手順書（ID等の発行含む）とする。

[別紙2]

いわてイーハトーヴ臨床研修病院群ホームページ作成業務

工程表（予定）

月日	主な作業内容
令和5年 5月下旬	契約締結
6月下旬	ホームページ企画・構成打合せ
7月～9月中旬	ホームページのTOPページ及び各ページの構成
9月下旬	ホームページの全体整合性確認・テスト
10月	外部リンク等の調整・最終テスト
11月30日（木）	納入期限

※ 納入期限以外については、上記によらず提案書に記載のものとすることができ、契約締結後においても、県と協議の上、変更できることとする。